

令和2・3年度

向陽学府小中一体校等整備基本構想・基本計画

令和3年10月

磐田市

目 次

はじめに

第1章 磐田市の教育	1-1
1. 小中一貫教育	1-1
2. コミュニティ・スクール	1-2
3. 新時代の新たな学校づくり	1-3
4. 学府一体校整備の基本的考え方	1-7
第2章 基本構想	2-1
1. 向陽学府の方向性	2-1
2. 向陽学府小中一体校の基本的な考え方	2-2
3. 建設場所	2-4
4. 校舎の規模	2-5
5. 整備の基本方針	2-6
第3章 基本計画	3-1
1. 主な必要諸室の考え方	3-1
2. 構造・設備の基本方針	3-6
3. ゾーニング配置案	3-10
第4章 向陽学府新たな学校づくり検討会	4-1

はじめに

本市では、子どもたちを9年間でどのように育てるかを地域とともに考え、小中学校共通のビジョンや目標に基づいて豊かな学びをつくり出し、社会性や道徳性を備えた心豊かな人づくりを推進するため、平成25年度から市内全ての中学校区において、小中一貫教育を段階的に導入を開始し、平成28年度からは、すべての学府で小中一貫教育を実施してきました。

平成27年度に「磐田市新たな学校づくり研究会」を組織し、これからの子どもたちが生きる新時代の到来に向けて、磐田市として求める子ども像や学校像について熟議し、新時代の新たな学校はどうあるべきかについて研究を進めました。また、新時代の新たな学校を実現するための具体的な方策についても協議してきました。

令和3年4月に磐田市初の施設一体型小中一体校がながふじ学府に開校しました。

向陽学府においては、平成27年度から地域との話し合いを始め、平成30年6月からは「新時代の新たな学校づくり」について同学府の地域住民や小中学校の保護者、幼稚園、こども園の保護者を対象とした説明会を開催し、翌年5月に向陽学府三地区の地域づくり協議会より「向陽学府の『新時代の新たな学校づくり』推進のための要望書」が提出されました。

これを受けて令和元年度には、地域住民を対象とした学府一体校学習会を開催し、令和2年度には、「向陽学府新たな学校づくり検討会」を設置し、向陽学府の方向性や建設場所等について話し合いを進めてきました。

本基本構想・基本計画は、学習会や検討会で出た意見を集約するとともに、設計に必要となる事項を整理し、基本設計及び実施設計に生かしていくものとなります。

地域や保護者の方々に関わっていただく中で学校づくりを進めることで、向陽学府小中一体校が地域の皆様にとって愛着のあるものになっていくとともに、地域がより活性化され、子どもたちにたくましが育まれることを心より願います。

第1章 磐田市の教育

1. 小中一貫教育

本市では、一人一人に応じた教育や地域力を生かした教育など、本市ならではの教育をより充実、発展させることを目指し、小中一貫教育を推進している。本市では、小中一貫教育を地域社会全体で子どもの教育をサポートするという基本理念のもと、各中学校区において小中共通の目標、カリキュラム、指導方法等が9年間を貫いて設定され、小中協働で実施する教育と考えている。小中一貫教育を通して、豊かな学びの創造と社会性や道徳性を備えた心豊かな人づくりを推進し、「国際社会の中をたくましく生きる力」の育成に向け、英語によるコミュニケーション能力を育てている。

平成25年度より、以下の内容で市内全ての中学校区において段階的に導入し、平成28年度に全10学府^{※1}で完全実施している。

また、令和3年4月には、市内初となる施設一体型小中一体校がながふじ学府に開校した。

☆9年間を見通したカリキュラムの編成

- ・学び、育ちの連続性という視点から、小中学校共通のビジョン、目標を設定し、カリキュラムを中心に小中一貫教育を構想。
- ・小中学校9年間を見通したカリキュラムを編成し、内容面、指導面をつなぐとともに、各学府の特色ある教育活動を構想。
- ・コミュニケーション能力を育てるため、本市で作成した小学校1年生から中学校3年生までを見通した磐田市版「英語」モデルカリキュラムを活用した外国語活動・外国語の授業の充実。
- ・各教科・領域等以外の生徒指導面や各種行事、部活動等においても、9年間のつながりを考慮して年間指導計画や指導内容を検討。

☆「小中一貫教育コーディネーター」の配置

- ・各学校に1名ずつ「小中一貫教育コーディネーター」を配置。
- ・「小中一貫教育コーディネーター」は、管理職等との連携を図りながら、各学府の小中一貫教育を構想するとともに、推進役として各小中学校間をつなぐ役割を担っている。

※1 学府：律令時代、遠江の国府があった磐田の地で、各中学校区が地域の歴史と文化を踏まえ、それぞれの地域社会（コミュニティ）と連動した教育を行う中学校区の学校群

2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

本市では、保護者及び地域住民等の学校運営への参画促進を図ることにより、学校、保護者、地域住民の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に努めることを目的に、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進している。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営協議会を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本的な方針を承認することや、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画する制度のことである。平成 27 年度より、全小中学校を指定し、次のような内容で推進している。

☆学校運営協議会の開催

- ・学校運営協議会は、各学校年 3 回から 4 回開催。
- ・各校の校長が、教育課程、学校経営計画、組織編成、学校予算の編成及び執行、施設管理及び施設等の整備に関することについて基本的な方針を作成し、協議会委員が承認。

☆運営に関する評価と情報提供

- ・学校の運営状況等について、毎年度 1 回以上の評価。
- ・保護者、地域住民に対して、積極的に活動状況の公開及び情報提供。

☆学府運営協議会の開催

- ・中学校区において、各校の学校運営協議会委員の代表が集まり、小中一貫教育等、学府で取り組んでいることについての意見交換。

☆コミュニティ・スクールディレクターやコミュニティ・スクールコーディネーターの活用

- ・コミュニティ・スクールディレクター
 - ➡学府全体の活動における企画・運営、コミュニティ・スクールコーディネーターの育成、助言を行う。地域の人材活用を学校教育に生かすための連絡調整を行う。
- ・コミュニティ・スクールコーディネーター
 - ➡地域の人材活用を学校教育に生かすための連絡調整を行う。

3. 新時代の新たな学校づくり

本市では、前述した小中一貫教育、コミュニティ・スクールのさらなる推進やよりよい教育環境の充実を図り、未来をひらく子どもを育むために、「磐田市新たな学校づくり研究会」を組織し、新時代の新たな学校づくりについて研究を行ってきた。

本研究会では、子どもたちが生きる新時代の到来に向けて、磐田市として求める子ども像や学校像について熟議し、新時代の新たな学校はどうあるべきかについて研究が進められ、新時代の新たな学校を実現するための具体的な方策についても意見が交わされてきた。そして、平成 29 年 2 月には、これからを生きる子どもたちのための新たな子ども像や学校像など、新たな学校づくりに関する基本的な考え方を報告書にまとめた。

(1) 新時代に求められる子ども像

価値観やライフスタイルの多様化が進み、変化が激しくなる時代、少子高齢化や情報通信技術の発達等により「人間的なつながり」の希薄化が進んでいく時代に求められる子ども像について、研究会では「こころざしをもつ」「共に生きる」「たくましさをもつ」の3つのキーワードで集約した。

- ・ **こころざしをもつこと**

自分が描いた様々な目標に向かって自ら考え、自らの意志で選択しながら、挑戦し続ける子ども。

- ・ **共に生きること**

思いやりの精神が生まれ、心温かな人間的なつながりを意識して生きていく子ども。

- ・ **たくましさをもつこと**

様々な困難にぶつかってもくじけずに、強い意志をもって行動し、多様性にも対応できる子ども。

(2) 磐田市の目指す人づくり

上述した子ども像をおさえつつ、本市の将来における人づくりにおいては、人間としてのしっかりとした基軸をもった「たくましい人」を育てていくことが核となると考えた。そして、本市の歴史や文化に触れながら、人づくりの根本を次のようににした。

「たくましい磐田人^{※2}（いわたびと）」を育てる

※2 磐田人（いわたびと）：いにしえの人々の営みによる、今も残る磐田の歴史や文化を感じつつ、激動の社会の中で未来を切り拓く磐田の人々

(3) 磐田市の求める新たな学校づくり

新時代に求められる学校像については、本研究会の中で、「新カリキュラムの協働実践」「9年間がつながる」「多機能型学校」の3つのキーワードで集約し、新たな学校像を「**9年間の新カリキュラムをもつ 多機能型学校**」とした。

☆9年間の新カリキュラム

- 「9年間の新カリキュラム」の全体像は、発達段階等を踏まえた学年区分を考慮しつつ、義務教育を9年間のまとまりとしてとらえたカリキュラムであり、学校・地域の特色や一人一人の教員の特性、専門性をこれまで以上に生かしたものである。
- こうした9年間の新カリキュラムを実現するには、学府を一体ととらえた「学府一体校教育」が必要であると考えます。
- 時間経過、社会的条件、児童生徒の実態、地域の願いを考慮し、学府自らが選択し、カリキュラムを編成し、教育活動を展開するという可能性を踏まえ、以下のカリキュラムの開発に取り組む。
 - ・発達段階の特性に対応したカリキュラムの開発
 - ・不登校に対応できるカリキュラムの開発
 - ・学府の実態に対応したカリキュラムの開発

☆多機能型学校

児童生徒の多様な学習形態や体験活動、地域住民と児童生徒のかかわりの可能性をこれまで以上に広げるためには、社会教育施設等を含んだ多機能型学校を実現することも重要と考える。多機能型学校は、運用によっては学校の機能や役割のスリム化の鍵となり、地域とともにある開かれた学校となる。

「たくましい磐田人（いわたびと）」を育てるには、それぞれの子どもがもつ可能性を伸ばすことが大切である。それは、人間的な成長、学術的な成長を保障することである。学府一体校において、9年間の新カリキュラムをもつ多機能型学校を目指す中で、次頁に示すように子どもたちの「**人としての可能性**」や「**学びの可能性**」を伸ばしていく。

☆人としての可能性を伸ばす

学府一体校では、子ども、教員、地域の方々との出会いやかかわりが広がり、特に、小学生・中学生同士や小学生と中学生がかかわり合う「子どものつながり」、子どもたちと地域の人たちがかかわり合う「地域とのつながり」、小学校教員と中学校教員がかかわり合う「教員のつながり」、これら3つのつながりを深めることができる。

ア. 子どものつながりの深まり

- 交流スペースや小中合同で利用できる図書館等での日常的な交流
- 学校行事や集会等における交流
- 教科学習や総合的な学習における交流
- 1年生から9年生までの集団構成

イ. 地域とのつながりの深まり

- 地域を広げることにより可能となる多様な人々とのふれあい、体験活動
- 社会教育施設等の併設による地域とのつながりの深まり
- 地域とともに行う子どもたちの健全育成
- 学校が核となる地域づくりの推進

ウ. 教員のつながりの深まり

- 中学校教員、小学校教員相互の乗り入れ授業
- 小学校から中学校まで一貫した生徒指導、特別支援教育、キャリア教育
- 小学校教員と中学校教員が連携した部活動指導
- 外部の専門家や講師との連携の強化

☆学びの可能性を伸ばす

本市が進める新たな学校づくりにおいて、一人一人に対応した発展的な学習、探究的な学習の充実を図っていくとともに、学び直しの学習、補足的な学習も一人一人を的確に把握することでその充実を図り、伸びる力、伸ばすべき力を育んでいきたい。

また、新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びを求めている。これらの学びを実現し、その可能性を伸ばすためには、学習過程における自己選択が必要である。

そこで、学びの可能性を伸ばすために、以下のことについてカリキュラム研究を行う。

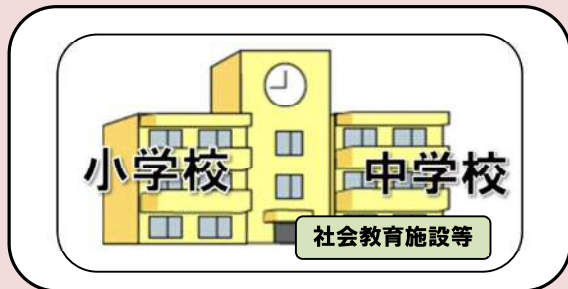
ア. 自己選択できる発展的な学習、探究的な学習の工夫

イ. 自己選択できる学び直し、補足的な学習の工夫

■ 学府一体校の形態

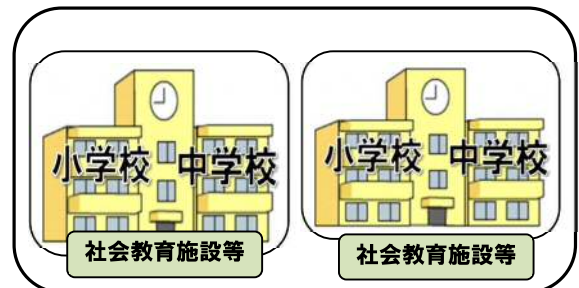
本市には10の学府が存在し、それぞれが安定した地域力をもとに特徴ある教育を展開している。地域の強みを生かし、9年間の新カリキュラムをもつ多機能型学校として、その形態を以下に示す。

未来型学府一体校Ⅰ（A型）



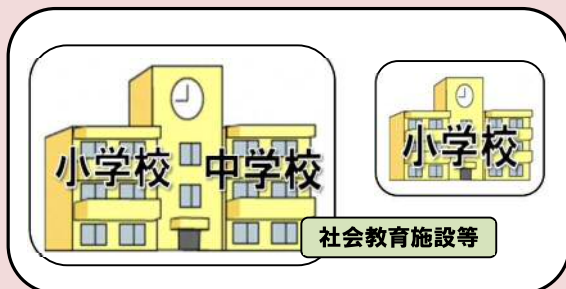
☆各学府にある小学校と中学校をすべて、施設一体型として一つの敷地に設置するもの

未来型学府一体校Ⅱ（A'型）



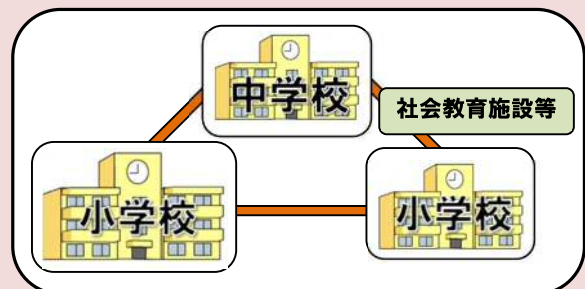
☆中学校を二つに分け、既存小学校区それぞれに、施設一体型として設置するもの

向上型学府一体校（B型）



☆学府内に施設一体型の小中学校と既存施設で運営する小学校が存在するもの

充実型学府一体校（C型）



☆既存施設のまま小中一貫教育を推進し、社会教育施設を含むもの

図 1-1 学府一体校の形態図

4. 学府一体校整備の基本的考え方

本市では、新たな学校づくりについて、地域との話し合いや研究会において検討を重ねてきた。

これから本市が進める「新時代の新たな学校づくり」は、約80年後の22世紀に向かう学校づくりである。戦後約75年行われてきた6-3制を維持しつつ、新たな学年区分を考えるなど、小中一貫教育を通して、たくましい人づくりを行うために学校制度そのものを見直すことが大切である。また、学校施設では、社会教育施設などとの融合の方向性を考慮し、学年区分に対応した機能性のある校舎建築を考えていくことが大切である。22世紀に向けて、以下の内容を基本とする。

- ・子どもたちの発達段階をもとにした空間づくり
- ・6-3制、4-3-2制、5-4制、2-5-2制等の学年区分を配慮した空間づくり
- ・各学年区分の機能をもとにしたゾーニング
- ・地域との交流を真に実現できる空間づくり

そのために、子どもたちの発達段階を大切に考え、気持ちよく活力をもって学校生活が営まれるようにしていくこと、そして、地域や自然とのつながりを大切に22世紀に向けて子どもたちがたくましく生きていけるように以下の内容を基本とする。

- ・学級数の変動に対応する多機能で柔軟な教育空間づくりを行う
- ・心のゆとりが創出される快適な校舎づくりを行う
- ・木々の植樹などを通して豊かな緑に囲まれる校舎づくりを行う
- ・子どもが地域で存在感をもてる地域とのつながりを大切にする校舎づくりを行う
- ・防災を考えた安全・安心な校舎づくりを行う

なお、より効率的な校舎建築ができるように、既存施設を生かした建設計画を検討していく。また、維持管理コストが削減できるように、特殊な工法や贅沢品を使用せず、維持管理や修繕をしやすい工法や調度品を取り入れていく計画とする。

第2章 基本構想

1. 向陽学府の方向性

向陽学府は、向陽中学校と大藤小学校、向笠小学校及び岩田小学校を一体型の施設とする『未来型学府一体校（A型）』として整備する。

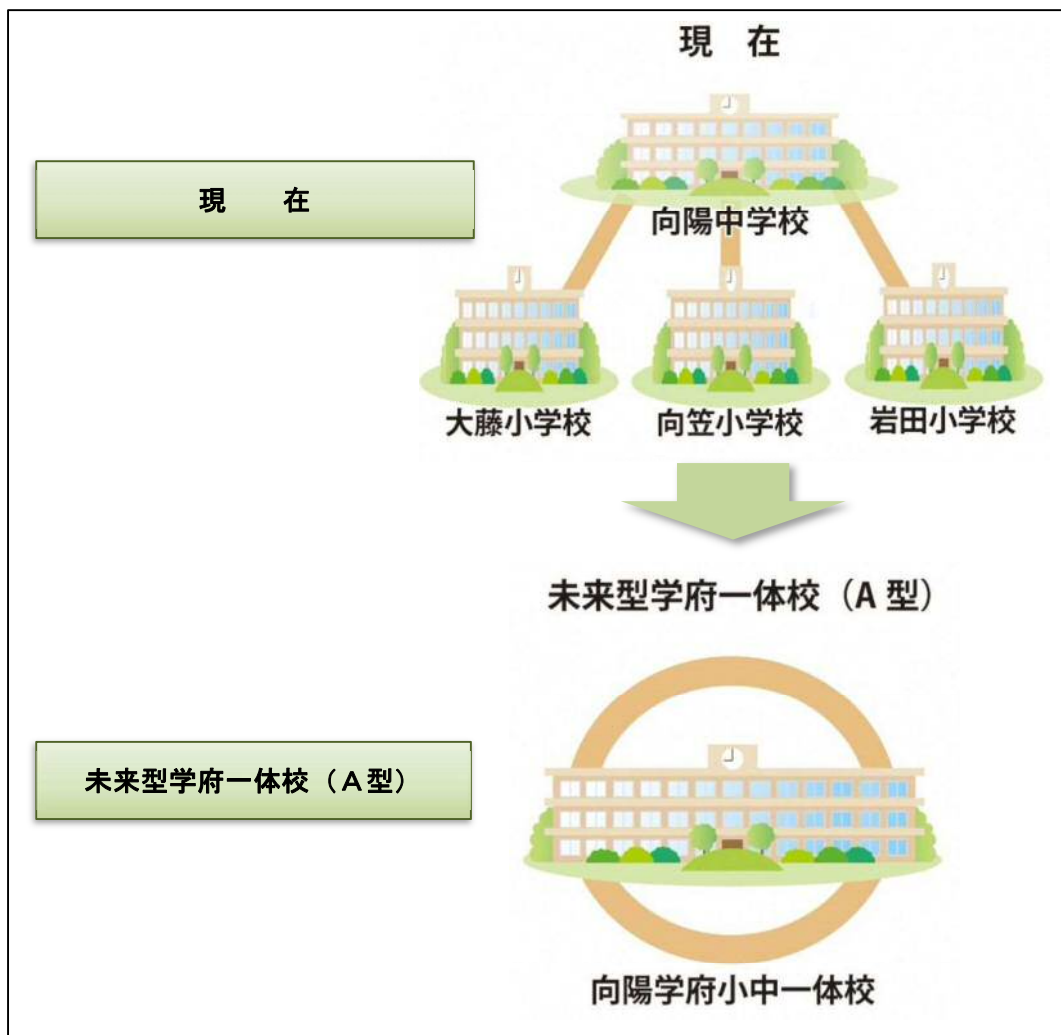


図 2-1 向陽学府小中一体校の方向性

2. 向陽学府小中一体校の基本的な考え方

(1) 9年間の新カリキュラムをもつ多機能型学校

向陽学府の環境面での特長や子どもたちのもつよさ、これまで地域とともに培ってきた教育活動の歩みから、向陽学府では『日本一やさしさが育つ学校』を一体校整備のコンセプトとし、地域の人やモノ、コトとのつながりやかかわりを通して、子どもたちにやさしさを育てていくことができる9年間の新カリキュラムをもつ多機能型の学校を目指していく。

① カリキュラムや特色ある教育活動

・カリキュラム

小学校6学年、中学校3学年の6－3制を基盤としつつ、学年区分を2－5－2とする新カリキュラム（コスモスカリキュラム）による教育活動を検討する。^{※3}

（小中一貫教育の取組）

- a. 小学校3年生からのファミリー活動
（異なる学年の児童生徒によるグループ活動）
- b. 中学校2年生のリーダー研修会
- c. 小学校高学年一部教科担当制

・特色ある教育活動

（小中一貫教育の取組）

- a. 大藤・向笠・岩田地区における小学生の農業体験学習
- b. 小学生の短縄跳び、一輪車大会
- c. 中学生の地域ボランティア、職業体験学習
- d. 小中合同文化発表会

② 多機能型学校

子どもたちが様々な人と「つながり」「かかわる」中で、多様な価値観に触れ、「やさしさ」「たくましさ」「こころざし」を育てていくための施設として次の機能を検討する。

- a. 地域連携室
 - ・地域と学校との連携を促進する機能として検討する。

- b. (仮称) 福祉交流支援室
 - ・地域にある福祉施設との交流を支援する機能として検討する。
- c. ランチルーム
 - ・交流給食や学年集会に対応できる機能として検討する。家庭科調理室の併設を検討する。
 - ・地域の方との多様な体験（親子給食、地域行事での活用等）を創出する機能として検討する。
 - ・災害時に対応できる機能として検討する。
- d. 共同調理場
 - ・学府内のこども園・幼稚園への配食や、災害時に対応できる機能として検討する。
- e. 放課後児童クラブ
 - ・放課後の安全・安心な居場所となる放課後児童クラブの設置を検討する。

(2) 通学支援

磐田市スクールバス運行検討委員会報告^{※4}に基づき、通学距離が、小学校おおむね4 km以上、中学校おおむね6 km以上（通学路に高低差60 m以上の坂道がある場合は、小学校おおむね3 km以上、中学校おおむね4 km以上）となる場合にスクールバスを運行し、遠距離通学の負担軽減を図る。なお、利用者の範囲の指定は、原則、自治会単位とする。

(3) 9年間一貫した教育活動に適した施設、教育機器等について

異学年交流を創出する多目的室等の施設を検討する。また、本市の整備計画やGIGAスクール構想によるICT機器等の教育機器を設置する。

(4) 学府運営協議会

磐田市学校運営協議会規則に基づき、小中学校の学校運営協議会を統合し、新たに学府運営協議会を設置する。

※3 カリキュラム：磐田市新たな学校づくり研究会において、これからの子どもたちが生きる新時代の到来に向けて、磐田市として求める子ども像や学校像について熟議し、新時代の新たな学校はどうあるべきかについて研究を進めてきました。

※4 磐田市スクールバス運行検討委員会：学府一体校の推進によって通学距離や通学経路が変わることが想定されることから、磐田市の全域を視野に入れる中で、スクールバスの運行を中心に、児童生徒の安全安心な登下校の在り方について検討を行っている。

3. 建設場所

- ・向陽中学校の敷地は、比較的整形な敷地形状であり、校舎等の配置やグラウンドの利用が効率的に計画できる。
- ・また、学府の中央部に位置し、児童生徒数をもとに算出した校舎必要延床面積や必要校地面積等を確保することが可能である。
- ・防災の視点からも、河川の氾濫や土砂災害の心配が少ないことから、向陽中学校の敷地を、向陽学府小中一体校の整備の建設場所とする。

向陽中学校の敷地面積：31,109 m²（市有地を含む場合：33,125 m²）



縮尺=1/3,000

図 2-2 向陽中学校の現況配置図

4. 校舎の規模

校舎の規模や、令和8年度の向陽中学校、大藤、向笠、岩田小学校の推計人数より、小学校18学級、中学校9学級を予定する。

校舎必要延床面積と必要校地面積を以下に示す。なお、校舎の階数は、校庭計画等を考慮し、今後の基本計画での検討を踏まえ決定する。

表 2-1 校舎必要延床面積と必要校地面積

(単位：㎡)

	小学校	中学校	小中一体校
校舎・施設の必要延床面積	7,907	6,469	15,551
必要な校地面積 (階数：校舎4階建て、その他 施設1階建ての場合)	11,661	13,109	26,728

※必要面積は、文部科学省の小学校及び中学校設置基準等に基づいて算出している。
小中一体校の面積には、地域交流支援室、(仮称)福祉交流支援室、共同調理場、放課後児童クラブの面積を含んでいる。

5. 整備の基本方針

(1) 学級数の変動や多様な学習に対応する多機能で柔軟な施設

- グループ学習や課題別学習、ポスターセッション型やICT機器を利用する発表会など主体的・対話的で深い学びに対応する施設を計画する。
- 新しい学習形態、少人数、グループ、一斉学習のいずれの形態にも柔軟に対応できる施設を計画する。
- 将来変化が予想される学年区分や学級人数の変更にも容易に対応でき、部屋の用途変更や間仕切りの変更が容易に行える構造を計画する。

(2) 児童生徒の心のゆとりを生む快適な施設

- 児童生徒の学習の場であるとともに、生活の場であることを考慮し、緑にあふれ、談話や交流に利用できるゆとりのある空間を計画する。
- 自然採光や通風、室内の形状、内装には木材を積極的に使用するなど工夫し、児童生徒に心の安らぎを与え、温かな居心地を創り出す空間を計画する。
- 空調設備や清潔で明るいトイレの充実を図り、多様な児童生徒（LGBT、障がい等）に配慮する。
- 気持ちがりラックスする施設（相談室、カウンセリングルーム等）を計画する。

(3) 児童生徒、地域、教職員のつながりの深化を創出する施設

- 家庭のような学校として、保護者が安心して子どもを預けることができるとともに、向陽学府の住民も運営に参加できる地域の学校としてシンボル性を備えた個性ある学校を計画する。
- 異学年交流や地域活動での交流など日常的な交流ができる施設を計画する。
- 小中の教職員の協働を創出する施設（合同研修可能な会議室、教職員ラウンジ、職員室の一体化）や、児童生徒だけでなく地域の方の利用を想定した施設（ランチルーム、グラウンド、体育館）を計画する。

(4) 児童生徒等の安全・安心を考えた施設

- 耐震や防犯、生活事故防止の他、児童生徒の多様性（年齢や体格差等）にも配慮し、児童生徒が安心して学べる学校を計画する。
- 災害時や非常時には地域の防災拠点として利用でき、避難所の開設と学校教育の再開を両立できるよう施設配置計画及び動線計画を検討する。また、災害時を想定した地域連携室の活用や防災倉庫設置等を検討する。
- 地域の誰もが利用できるユニバーサルデザインを導入した学校を計画する。また、児童生徒の登下校時などの動線を考慮し、安全に配慮した駐車場や歩道の配置を計画する。

(5) 既存施設（体育館等）の活用検討

- 向陽中学校の施設のうち、平成 13 年に建設された体育館や平成 2 年に建設された校舎などは法定耐用年数まで余裕がある。これら既存施設を活用した施設計画を検討する。
- 現在校舎がある場所への近接する建設工事となるため、既存施設の構造躯体に問題がない場合は、施設の長寿命化や大規模改修を検討する。

(6) 学校活動への配慮等

- 既存施設を継続利用しつつ向陽学府小中一体校整備を推進し、快適性、安全性、経済性等に配慮した計画を検討する。
- 大きな音が出る工事は、土日祝日や長期休暇を利用して影響を最小限とし、建設工事中や開校後の日照、通風、アクセス動線など近隣住宅地の環境に配慮した計画とする。
- 建設工事中は、見学会を計画するなど建設プロセスを公開する。

第3章 基本計画

1. 主な必要諸室の考え方

小中学校の施設を効果的に配置するとともに、向陽学府に根ざした小中一体校として、地域住民との交流や地域開放が可能な施設として整備する。また、災害時には地域の避難所としての役割も大きく、防災機能についても配慮した上で、早期に学校運営が再開できる施設とすることが重要である。

(1) 人と人とのつながりを深めるための施設の整備

① 児童生徒の交流を想定する室等（子どものつながりの深まり）

- ・子ども同士のつながりに着目し、仲間づくり・心がつながる学校とする。
- ・小中の交流活動が促進でき、児童生徒が様々な場面で、お互いの活動を自然に目にすることができる施設配置に配慮する。また、室によっては、地域への開放を行い、地域との交流についても配慮する。

② 地域との協働の取り組みを想定する室等（地域とのつながりの深まり）

- ・学府を一体と捉え、コミュニティ・スクールをさらに推進する。
- ・地域との協働について、地域住民への学校施設の開放、学校と地域が交流できる室等の整備について配慮する。
- ・開放を想定する室等は、学校管理者が不在の状態で開催され、地域による自主的な管理が行われることを想定し、地域開放ゾーンと学校ゾーンとの物理的な分離が可能となるよう配慮する。
- ・向陽学府の歴史、豊かな緑、農業が盛んな地域特性を活かした開放施設となるよう配慮する。
- ・各地区の地域交流センターと連携し、地域行事の企画立案、準備、会議ができる場やそれらの情報を子どもたちに発信できる場とする。

<開放を想定する室等>（●：多機能型施設）

●地域連携室	●（仮称）福祉交流支援室	●ランチルーム	
○家庭科調理室	○屋内運動場	○グラウンド	○校庭

※多機能型施設：子どもたちが様々な人と「つながり」「かかわる」中で、多様な価値観に触れ、「やさしさ」「たくましさ」「こころざし」を育んでいくための施設としての機能。

③ 教員の連携を想定する室等（教員のつながりの深まり）

- ・小中一体校の目的を達成し、弾力的かつ効率的な学校運営を実現するためには、小中学校の教職員同士の意思疎通を図り常に全学年の視点に立つことが必要と考え、校長室、職員室、事務室等の統合を検討する。
- ・小中学校の職員室等を1箇所に統合し、どの児童・生徒でも気軽に入室できるようにオープンな空間構成を検討する。職員室等のオープン化に伴い重要書類の保管・管理方法にも配慮した計画とする。
- ・教育の多様化や小中一体校による情報の共有化に対応できるように、教職員同士の交流を重視した教職員ミーティングルームを設け、教材研究や製作、生徒指導・相談・休憩などを気軽に行えるスペースを検討する。
- ・中学校教員、小学校教員相互の乗り入れ授業に配慮する。
- ・小学校から中学校まで一貫した生徒指導、特別支援教育、キャリア教育に配慮する。
- ・小学校教員と中学校教員が連携した部活動指導、外部の専門家や講師との連携の強化などに配慮する。

（2）向陽学府小中一体校の施設及び配慮事項等

向陽学府小中一体校において、特に設置を検討する諸室及び配慮する条件等を挙げる。なお、多機能型施設（地域連携室、（仮称）福祉交流支援室、家庭科調理室、ランチルーム）の活動イメージ例は、新たな学校づくりワークショップの意見を反映したものである。

① 校舎棟

○普通教室（約70㎡）

- ・開校時は、小学校18教室、中学校9教室で検討する。
- ・35人学級に対応し、コロナ禍等において必要な身体的距離の確保に配慮する。
- ・多様な学年区分、学級数の変動や教科教室型に柔軟に対応する配置を多目的教室を含めて検討する。
- ・普通教室は校舎の南面への配置に配慮する。

○特別支援教室（約35㎡）

- ・特別支援教室は、小学校5教室、中学校5教室で検討する。
- ・特別支援教室は南面への配置に配慮する。

○多目的教室（約70㎡）

- ・学級数の増減、学年区分の見直しや少人数教室に対応できるよう検討する。

○特別教室

- ・小学校・中学校で共有できる室を検討し、効率的な施設利用に配慮する。
- ・小学校・中学校の理科室や音楽室等を隣接させることにより特別教室ゾーンとしての計画も検討する。

表 小学校・中学校の必要な特別教室

特別教室	小学校	中学校	共有
図書室			1
理科室	1	2	
音楽室			2
図工室	1		
美術室		1	
家庭科室(被服)			1
家庭科室(調理)			1
技術室(金工・木工)		1	
外国語教室			1

○管理諸室

- ・校長室、職員室、保健室、会議室、和室、相談室、事務室、放送室

○多機能型施設

(a) 地域連携室 (約 35 m²)

- ・コミュニティ・スクールの充実や地域との交流スペースとして使用する。
- ・地域へ開放できる部屋とし、住民が気軽に集える場となるよう配慮する。
- ・地域情報が展示できるスペースや空間の大きさの可変性に配慮する。
- ・ランチルームとの機能的な連携に配慮する。
- ・水回り設備（水道やミニキッチンなど）を検討する。

<活動イメージ例（新たな学校づくりワークショップでの意見）>

- ・地域人材を招いての茶道の体験活動や、総合的な学習の授業の実施。
- ・展示による地域文化の共有。（農業に関する展示や絵画展示など）
- ・未就学児との工作交流などの場。（児童・生徒にとっては小さい子との触れ合いの場、未就学児にとっては入学前の慣らしの場となる）
- ・ボランティアの方の活動拠点。ボランティア活動などを通じた人づくり。コミュニティスクールディレクター（CSD）を中心にボランティアが立ち寄れる場。
- ・地域のごみ拾い、運動会、バーベキュー、納涼祭、資源回収、祭典など地域行事の発信の場。
- ・各地区の地域交流センターが事務局となり、集合打合せできる場。
- ・地域の方から昔の遊び等を子どもたちが学べる場。 など

(b) (仮称) 福祉交流支援室 (約 35 m²)

- ・ 地域にある福祉施設との交流を支援する。
- ・ 福祉施設へ訪問してのボランティア・学芸の披露や、福祉施設利用者の方を行事や授業に招いての交流促進を想定する。
- ・ 誰もが利用できるスペース (畳コーナー等) を検討する。
- ・ 地域連携室と機能的な連携に配慮する。

<活動イメージ例 (新たな学校づくりワークショップでの意見) >

- ・ お年寄りとの交流の場。(しょうぎ、囲碁、トランプなど)
- ・ 地区社協と連携したリフレッシュ会などのイベント実施の場。
- ・ 車いす体験、白杖体験、盲導犬、障がい者スポーツ体験の場。
- ・ 福祉器具などを実際に見たり、体験できる場。
- ・ 福祉施設利用者と生徒と一緒に遊ぶ、創作するなどの活動ができる場。
- ・ 外部の人を講師として招き、職業体験講話できる場。 など

(c) ランチルーム (家庭科調理室含む約 300 m²)

- ・ 家庭科調理室を併設し、地域の農産物 (お茶・米・芋等) を使用した調理など向陽学府ならではの食育の場として位置づける。
- ・ 食事を通じて多学年や地域との交流に配慮する。
- ・ 複数の学年 (2 学年・200 人程度) が給食を共にしながら交流できるランチルームを検討する。
- ・ ランチルームとしての利用のほか、集会の場として、またプロジェクター、PC 設備、音響設備を使つての発表や上映会にも利用できるなど、多目的スペースとしても利用が可能なように配慮する。
- ・ 地域への開放を行える部屋として配慮する。
- ・ ランチルーム空間の大きさの可変性に配慮する。
- ・ 地域連携室と機能的な連携に配慮する。

<活動イメージ例 (新たな学校づくりワークショップでの意見) >

- ・ 小学校・中学校を問わない多学年での給食。
- ・ 給食だけではない多学年交流。
- ・ 親子で一緒に給食。
- ・ 地域行事で活用できる地域交流の場。
- ・ 地域の人とそば打ち、豆腐づくり体験をし、試食する場。
- ・ 自習ルームとしての利用。 など

(d) 共同調理場（約 600 m²）

- ・ 向陽学府内の小学校、中学校、こども園、幼稚園、教職員の約 1,000 食に対応した給食調理場を検討する。
- ・ 災害時に炊き出しを提供できる共同調理場となるよう配慮する。
- ・ アレルギー対応食の提供も可能とする。

(e) 放課後児童クラブ（約 210 m²）

- ・ 地域開放ゾーンに児童クラブ（所要人数 120 人）を検討する。

② 屋内運動場（約 1200 m²）

- ・ 体格差や授業数を考慮し、既存施設の活用と併せて、メインとサブの屋内運動場、器具庫、部室、更衣室を検討する。（既設屋内運動場：1222 m²、既設格技場：452 m²）

③ 校庭・グラウンド

- ・ 外周部にフェンス等を設置することで、安全面に配慮しつつ、施設を利用する地域の方が児童生徒の活動を参観できることを検討する。

④ プール

- ・ 小学校低学年用と小学校中学年から中学生用など授業数に応じた必要コース数や水深に配慮する。
- ・ 付帯施設として、管理室、更衣室、トイレ、シャワー、器具庫、機械室を予定する。

⑤ 駐車場

- ・ 駐車場は、教育環境を優先に最大限の台数を確保できるよう検討する。
- ・ スクールバスの駐車場及び乗降所を検討し、他の車両との交錯が生じないように検討する。メインの登下校動線（歩行者・自転車）と車両動線との分離に配慮する。
- ・ 駐車場内の出入口の設定や車両動線は一方通行にするなど考慮し、安全でスムーズな車両動線を検討する。

⑥ 駐輪場

- ・ 駐輪場と校舎との距離を可能な限り短くし、雨天時でも生徒が雨に濡れない動線に配慮する。

⑦ その他施設

- ・ 周辺道路の安全を確保するため、歩道空間の整備を検討する。
- ・ 植栽や調整池等、敷地全体で周辺環境にも配慮した計画を検討する。

2. 構造・設備の基本方針

(1) 構造の基本方針

①構造計画の基本的な考え方

- ・向陽学府一体校は、児童・生徒が学習、生活の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に多数の地域住民が利用することも考慮し、十分な安全性能が確保できる構造とする。
- ・大地震後も構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを基本とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造の安全性を確保できる設計を行う。
- ・将来の施設利用等の変化に対応するため、構造体の耐久性を高め、内部区画、仕上げ、設備機器、配管等については将来の改修、変更が可能なように構造体と分離し、適切な耐久性を持たせた設計とする。
- ・構造は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（3階～4階建て）で目標耐用年数は65年以上（日本建築学会）を想定する。

(2) 設備の基本方針

①設備計画の基本的な考え方

- ・設備は、安全性、快適性、省エネルギー性、機能性、経済性、メンテナンス性、CO₂ 排出量削減をはじめとした環境への配慮に取り組みに配慮するものとする。
- ・児童・生徒の健康や授業に集中できる環境づくりのために空調設備を検討する。
- ・太陽光発電設備等を設置し、CO₂ 排出量削減に努める。
- ・太陽光発電や雨水利用等、環境教育や理科教育のため自然エネルギーの活用を検討する。
- ・情報教育の促進を図るため、学校内でのネットワークアクセス環境(校内 LAN)を検討する。
- ・チャイムは、学年区分の変更や時間割などフレキシブルに対応できるよう配慮する。

1) 電気設備計画

○照明・電灯コンセント設備

- ・自然採光を積極的に取り入れ、また、高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行う等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とする。
- ・照明は、各室の利用用途に応じた消点灯方法とし、省エネルギー化を図る。
- ・エリア別人感センサーの導入、消し忘れ防止策、LED 照明の導入を検討する。

○情報通信設備

- ・既存の LTE 設備の他、校内全体に無線 LAN 環境を整備し、普通教室及び特別教室での教材利用や、屋外で行う学習など、タブレットを活用した授業にも対応できるよう整備する。
- ・各諸室において、必要に応じて有線 LAN を利用することができるよう整備する。
- ・LAN 技術の革新に対応する配線交換の容易な設備を設置する。

○誘導支援設備

- ・必要に応じ、出入り口等にインターホン等を設置する。

○校内放送・テレビ受信

- ・職員室からグラウンドを含めた校内全体への放送設備を設ける。
- ・テレビ放送受信設備の設置を適切に行う。
- ・放送室には、各種イベントに対応できる放送設備を計画する。

○受変電設備

- ・受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備する。

○警備設備

- ・警備システムについては、機械警備を基本とし、監視カメラや監視モニターを必要に応じて設置する。

2) 給排水衛生設備

- ・衛生器具類は、ユニバーサルデザインに十分配慮し、かつ、節水型の器具を採用する。
- ・グラウンドの散水等外部での設備についても適切に整備する。

3) 空調換気設備

- ・管理諸室、図書室、特別教室及び普通教室、特別支援教室等への導入を検討する。
- ・各諸室において十分な換気ができるよう配慮する。
- ・普通教室及び屋内運動場等については、風通し（自然換気）に十分配慮する等、夏の高温防止対策を講じる。

②設備計画等に係る検討事項

- ・設備計画等に係る検討事項を以下に整理する。基本設計段階においては、具体的な施設の運営方針に基づき設備計画の方針を定める必要がある。

1) 防災施設

- ・防災倉庫、非常電源切替装置、マンホールトイレの既存活用をする。
- ・防災面を考慮しつつ、避難所が開設されても学校の再開が可能な動線を検討する。
- ・避難所として利用する場合に、安全に過ごせるような設備や空間を検討する。

2) サーバー室

- ・メンテナンスに配慮し、職員室に近接した位置に検討する。

3) トイレ

- ・児童生徒用トイレ、教職員用トイレ、多目的トイレ(オストメイト付)を設置する。
- ・洋式化をメインに検討する。
- ・児童生徒の多様性に配慮した検討をする。

4) 乗用エレベータ

- ・ダムウェータ（給食ワゴン用）兼用の乗用エレベータを検討する。

5) ユニバーサルデザイン等への配慮

- ・誰もが同じように安全かつ快適に学校を利用できるようユニバーサルデザインに配慮する。^{※1}

※1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、身体など、個々の人の特性や能力に関係なく初めからすべての人が利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスなど、社会全体を見直し改善していく考え方。

6) その他設備

- ・自動水栓の設置範囲を検討する。
- ・雨水の有効利用、太陽光発電等を検討する。
- ・屋上は太陽光発電・室外機設置等の有効利用を検討する。
- ・メンテナンス性、経済性に配慮した仕上げ、材料を検討する。(特殊・特注品は使用せず汎用品とする。)
- ・ガラス面は1枚当たり1 m²を標準とする。

3. ゾーニング配置案



※上記のゾーニング配置案は一例であり、今後の設計により変更する場合があります。

第4章 向陽学府新たな学校づくり検討会

磐田市教育委員会は、「向陽学府小中一体校整備」に関する基本構想・基本計画の策定に当たり、「向陽学府新たな学校づくり検討会」を設置し、向陽学府の現状、方向性、建設場所、基本構想・基本計画の内容等について検討を行った。

「向陽学府新たな学校づくり検討会」の検討経緯、検討会要綱、委員名簿は、以下のとおりである。

■ 検討経緯

	日時・会場	協議内容等
第1回	令和2年9月29日(火) 18時30分～20時30分 磐田市役所西庁舎3階 301～303会議室	1 委嘱状交付 2 自己紹介 3 会長及び副会長の選出 4 向陽学府新たな学校づくり検討会の今後のスケジュールについて 5 講演 「これからの学校施設計画の課題」(千葉大学大学院工学研究科 柳澤要教授)
第2回	令和2年11月5日(木) 15時00分～17時00分 磐田市役所防災センター 2階 会議室	1 特色ある教育活動について 2 向陽学府における学府一体校の形態について 3 向陽学府小中一体校の建設地について
第3回	令和2年12月15日(火) 15時00分～17時00分 磐田市役所西庁舎3階 304・305会議室	1 向陽学府小中一体校コンセプト及び多機能型施設について 2 整備の基本方針について
第4回	令和3年3月24日(水) 15時00分～17時00分 磐田市役所西庁舎3階 301～303会議室	1 向陽学府小中一体校等整備基本構想(案)について 2 かわら版(向陽学府地域回覧用ちらし)について 3 今後のスケジュールについて

第 5 回	令和 3 年 5 月 31 日(月) 15 時 00 分～17 時 00 分 磐田市役所西庁舎 3 階 301～303 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 向陽学府小中一体校等整備基本構想（案）、かわら版（向陽学府地域回覧用ちらし）について 2 諸室及び配慮事項等について 3 ローリング計画について
第 6 回	令和 3 年 8 月 27 日(金) 18 時 30 分～19 時 30 分 オンライン開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 向陽学府小中一体校等整備基本構想（案）、かわら版（向陽学府地域回覧用ちらし）について 2 ワークショップ報告 3 建築計画について
第 7 回	令和 3 年 9 月 13 日(月) 15 時 00 分～17 時 00 分 オンライン開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 向陽学府小中一体校等整備基本計画（案）について

■ 検討会要綱

磐田市教育委員会告示第 10 号

向陽学府新たな学校づくり検討会要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 24 日

磐田市教育委員会教育長 村 松 啓 至

向陽学府新たな学校づくり検討会要綱

(設置)

第 1 条 磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、向陽学府小中一体校整備に関する基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定に当たり、向陽学府新たな学校づくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 向陽学府小中一体校の整備に向けた学校の基本的な運営に関すること。
- (2) 向陽学府小中一体校の整備に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本構想等の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中一貫教育及び小中一体校建設に関し学識経験を有する者
- (2) 向陽中学校、大藤小学校、向笠小学校及び岩田小学校の保護者を代表する者
- (3) 向陽学府の住民組織を代表する者
- (4) 向陽中学校、大藤小学校、向笠小学校及び岩田小学校の教職員を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から基本構想等が策定される日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(要綱施行後最初に行われる検討会の会議の招集)
- 2 この要綱の施行後最初に行われる検討会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

■ 委員名簿

向陽学府新たな学校づくり検討会 委員名簿（令和２年度）

（敬称略）

	委員氏名	所属等	備考
1	柳澤 要 ◎	千葉大学大学院工学研究科教授	学識経験者
2	河原 光生	向陽中学校 PTA 代表者	保護者代表者
3	須山 清博	大藤小学校 PTA 代表者	〃
4	馬淵 真吾	向笠小学校 PTA 代表者	〃
5	両角 孝弘	岩田小学校 PTA 代表者	〃
6	大村 真名美	大藤こども園 PTA 代表者	〃
7	青島 由起子	向笠幼稚園 PTA 代表者	〃
8	鈴木 理江	岩田こども園 PTA 代表者	〃
9	鈴木 美穂	四季の風保育園保護者代表者	〃
10	安達 憲幸	大藤地区長・大藤地域づくり協議会長	住民組織代表者
11	田中 好二	大藤地区住民代表	〃
12	三浦 靖男	向笠地区長・向笠地域づくり協議会長	〃
13	鈴木 和行	向笠地区住民代表	〃
14	鈴木 正康	岩田地区長・岩田地域づくり協議会長	〃
15	青島 淨	岩田地区住民代表	〃
16	寺田 容子 ○	向陽中学校長	教職員代表者
17	速水 徹	大藤小学校長	〃
18	佐伯 泰司	向笠小学校長	〃
19	渡邊 真巳	岩田小学校長	〃
20	大竹 久美子	大藤こども園長	〃
21	戸塚 かずみ	向笠幼稚園長	〃
22	原 暢美	岩田こども園長	〃
23	今水 志保	向陽学府 CSD	教育委員会が必要と認める者
24	小関 昌典	県教育委員会義務教育課 指導監	〃

※◎は会長、○は副会長を示す。

向陽学府新たな学校づくり検討会 委員名簿（令和3年度）

（敬称略）

	委員氏名	所属等	備考
1	柳澤 要 ◎	千葉大学大学院工学研究科教授	学識経験者
2	河原 光生	向陽中学校PTA代表者	保護者代表者
3	大石 和典	大藤小学校PTA代表者	〃
4	加藤 勝裕	向笠小学校PTA代表者	〃
5	両角 孝弘	岩田小学校PTA代表者	〃
6	大村 真名美	大藤こども園PTA代表者	〃
7	鈴木 佳名子	向笠幼稚園PTA代表者	〃
8	鈴木 理江	岩田こども園保護者代表者	〃
9	鈴木 美穂	四季の風保育園保護者代表者	〃
10	安達 憲幸	大藤地区長・大藤地域づくり協議会長	住民組織代表者
11	鮫島 道和	大藤地区住民代表	〃
12	三浦 靖男	向笠地区長・向笠地域づくり協議会長	〃
13	鈴木 和行	向笠地区住民代表	〃
14	鈴木 隆之	岩田地区長・岩田地域づくり協議会長	〃
15	鈴木 正康	岩田地区住民代表	〃
16	榛葉 公浩 ○	向陽中学校長	教職員代表者
17	速水 徹	大藤小学校長	〃
18	戸倉 剛志	向笠小学校長	〃
19	井浪 秀一	岩田小学校長	〃
20	大竹 久美子	大藤こども園長	〃
21	山本 裕子	向笠幼稚園長	〃
22	今水 志保	向陽学府CSD	教育委員会が必要と認める者
23	小関 昌典	県教育委員会義務教育課 指導監	〃

※◎は会長、○は副会長を示す。

令和2・3年度
向陽学府小中一体校等整備基本構想・基本計画

令和3年10月

発行者 磐田市教育委員会事務局 教育部
教育総務課 学府一体校推進室